

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市市民活動推進委員会	市民活動の推進に関する事項についての調査審議	7人以内	2年		三田市協働のまちづくり推進委員会	三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
	省略					省略			
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年		三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年
	省略					三田市手話言語条例検討委員会	三田市手話言語条例の制定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
省略				省略					
省略				省略					
以下省略					以下省略				